

# 認証の詳細

## <衝撃緩和帽>

### － 目 次 －

#### 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示手数料
- 表 9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

#### 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証の SG マーク表示方法

## 1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. 原材料の配合設備	1. 衝撃緩和材となる硬質な素材の原材料を適切に計量し、混合できること。
2. 成形設備	2. 衝撃緩和材となる硬質な素材を適切に成形できること。
3. 裁断加工設備	3. 適切に裁断加工ができること。
4. 穴加工設備	4. 適切に穴加工ができること。
5. 縫製設備	5. 適切に縫製ができること。
6. 組立設備	6. 適切に組立ができる作業工具等の設備を備えていること。
<p>1～6は当該製造工程を有する場合に限る。 なお、製造することが適切であると製品安全協会が認める者から当該部品・製品の供給を受ける者であって、一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備の一部若しくは全部を備えることを要しない。</p>	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 外観及び構造試験設備</p> <p>2. 衝撃緩和性試験設備</p> <p>3. 耐貫通性試験設備</p> <p>4. 洗濯処理設備</p> <p>ただし、衝撃緩和性試験、洗濯処理の状況により試験又は処理することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>1. 衝撃緩和帽の頭周サイズを測定するもの（650mmまで測定できるハットサイズリング又は巻尺）、衝撃緩和材の保護範囲等の測定用ノギス（100mmまで測定できるもの）又はこれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>2. 以下(1)もしくは(2)のいずれかで、同等以上の総能を有する設備を備えていること。</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衝突面の片方が平面、もう片方が曲面であり、下側の受台に荷重計（5,000Nまで測定できるもの）が備り、かつ落下高さを設定できるもの。 ただし、曲面側の曲率半径は44～50mmとする</li> <li>・ 上から自由落下させる質量3kgのストライカー</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衝突面の片方が平面、もう片方が曲面であり、下側に人頭模型と荷重計（16.0kN以上まで測定できるもの）が備り、かつ落下高さを設定できるもの。 なお、人頭模型は、JIS:T8131(2015)「産業用ヘルメット」6.3人頭模型に従う</li> <li>・ 上から自由落下させる質量5kgの平面形ストライカー</li> </ul> <p>3. 次の設備又はそれらと同等以上の性能を有するものを備えていること。</p> <p>4. JIS:L1930「繊維製品の家庭洗濯試験方法」に従った洗濯ができる設備</p>

表3：型式区分（ロット認証と共通）

SG マーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
衝撃緩和帽の用途	(1) A型：1～6歳 (2) B型：6～12歳 (3) C型：13歳以上 (4) H型：年齢は問わない。
衝撃緩和帽の形状	(1) キャップ型 *1 (2) ハット型 *1 (3) インナーキャップ型（他の帽子の中に入れて使用するもの）
衝撃緩和材の保護範囲	(1) 全部保護型：衝撃緩和材が、衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部をすべて覆っているもの（頭周部+頭頂部全体） (2) 頭周部保護型：衝撃緩和材が、衝撃緩和帽の耳介の付け根より上部の特定範囲までを覆っているが、それより上部を覆っていないもの（頭周部のみ）
衝撃緩和材の形状	(1) 硬質な素材が入っていないシート型のもの (2) 硬質な素材が入っていないビーズ型のもの (3) 硬質な素材が入ったもの（形状問わず） (4) その他のもの
洗濯の可否	(1) 洗濯可能のもの（部分的に洗濯できるものを含む） (2) 洗濯不可のもの

\*1：衝撃緩和材が脱着できるものを含む。



表 5 : 型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 <大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	1 個/型式  試料を送付する際 は、メモ添付等分 かるようにしてく ださい。
	◆一般財団法人ポークン品質評価機構 <生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	

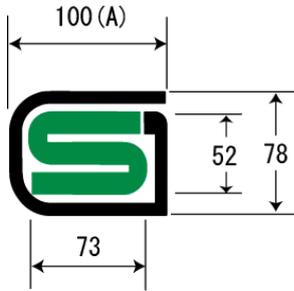
表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より 3 年間
------------

表 7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 1 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>  <p>図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上 50.0mm 以下です。</p> <p>色彩 : 協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。</p> <p>※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品に SG マークを表示し、原則 1 ヶ月毎に表示実績を報告してください。 このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。</p>



## 2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表 10 : ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所>
	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221
	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
<生活用品試験センター>	
〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	

表 1 1 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先												
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ）                      52,800 円（税抜 48,000 円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</li> <li>・洗濯できるものにあつては衝撃緩和性試験での前処理に関する費用は含まれておりません。別途費用がかかる場合があります。</li> </ul> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 22 円/個（税抜 20 円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="475 1263 1114 1576"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,600 以下</td> <td>7,700円（税抜 7,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601~6,500</td> <td>12,100円（税抜 11,000円）</td> </tr> <tr> <td>6,501~16,000</td> <td>16,500円（税抜 15,000円）</td> </tr> <tr> <td>16,001~25,000</td> <td>20,900円（税抜 19,000円）</td> </tr> <tr> <td>25,001~40,000</td> <td>37,400円（税抜 34,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	1,600 以下	7,700円（税抜 7,000円）	1,601~6,500	12,100円（税抜 11,000円）	6,501~16,000	16,500円（税抜 15,000円）	16,001~25,000	20,900円（税抜 19,000円）	25,001~40,000	37,400円（税抜 34,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料													
1,600 以下	7,700円（税抜 7,000円）													
1,601~6,500	12,100円（税抜 11,000円）													
6,501~16,000	16,500円（税抜 15,000円）													
16,001~25,000	20,900円（税抜 19,000円）													
25,001~40,000	37,400円（税抜 34,000円）													

<p>一般財団法人 ポーケン品質評 価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） 45,760円（税抜41,600円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。</li> <li>・洗濯できるものにあつては衝撃緩和性試験での前処理に関する費用は含まれておりません。別途費用がかかる場合があります。</li> </ul> <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性検査（①+②+③）</p> <p>① 22円/個（税抜20円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="470 1086 1125 1400"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,600以下</td> <td>24,200円（税抜22,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～6,500</td> <td>33,000円（税抜30,000円）</td> </tr> <tr> <td>6,501～16,000</td> <td>50,600円（税抜46,000円）</td> </tr> <tr> <td>16,001～25,000</td> <td>68,200円（税抜62,000円）</td> </tr> <tr> <td>25,001～40,000</td> <td>103,400円（税抜94,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	1,600以下	24,200円（税抜22,000円）	1,601～6,500	33,000円（税抜30,000円）	6,501～16,000	50,600円（税抜46,000円）	16,001～25,000	68,200円（税抜62,000円）	25,001～40,000	103,400円（税抜94,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料													
1,600以下	24,200円（税抜22,000円）													
1,601～6,500	33,000円（税抜30,000円）													
6,501～16,000	50,600円（税抜46,000円）													
16,001～25,000	68,200円（税抜62,000円）													
25,001～40,000	103,400円（税抜94,000円）													

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。  
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証の SG マーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 1 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div data-bbox="810 454 1077 719" data-label="Image"> </div> <p>図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上 50.0mm 以下です。</p> <p>色彩 : 協会の表示要領に定める色彩又は単色とする。</p> <p>※図 1 に示す意匠は、登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>
---	--

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更